

住宅借入金等特別控除のための提出書類等一覧表

書類名		参考事項	提出する理由等	発行場所
1	住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書	借入先が2ヶ所以上ある場合はすべての証明書が必要です。また連帯債務の場合はその旨の表示が必要です。	住宅借入金等特別控除額を計算するための基礎となるものです。この証明書がないと控除は受けられません。	借入先金融機関
2	家屋の登記事項証明書(土地も一緒に取得した場合は土地の登記事項証明書も必要)	マンション等の集合住宅の場合は登記簿抄本で結構です。その場合は、土地の分は必要ありません。	家屋の取得日や床面積を知るためのものです。	水戸地方法務局下妻支局
3	工事請負契約書または売買契約書(写し)	収入印紙を貼って消印後のものをご持参ください。	建物の価格を明らかにするためのものです。	施工業者
4	住民票	共有の場合は共有者全員の記載された住民票の交付を受けてください。	入居日及びその年の12月31日現在居住していることを証明するためのものです。	五霞町役場 町民税務課①窓口
5	給与所得の源泉徴収票	給与所得者の場合必要となります。	還付金を計算するもととなります。	お勤め先
6	印鑑	認印で結構です。		
7	預金通帳	銀行名、支店名口座番号(申告される方名義のもの)がわかれば通帳は持参しなくても結構です。	還付金を銀行に振り込むためです。	
8	認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書又はその写し	平成21年6月4日から平成29年12月31日までの間に申請する方が居住の用に供する場合において該当となります。	認定長期優良住宅であることを確認するためのものです。	※認定長期優良住宅の方のみ必要
9	認定低炭素住宅の場合は、低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書又はその写し	平成24年12月4日から平成29年12月31日までの間に申請する方が居住の用に供する場合において該当となります。	認定低炭素住宅であることを確認するためのものです。	※認定低炭素住宅の方のみ必要
10	増改築の場合は、さらに建築確認通知書の写し、検査証書の写し、建築士から交付を受けた増改築等工事証明書	増改築等が住宅借入金等特別控除に該当するようになったのは昭和63年1月1日以降に入居された方からです。それ以前に入居された方は該当しませんので注意してください。	増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替えの工事であることを証明するためのものです。	※増改築の方のみ必要